

平成 30 年 9 月 21 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 2 件（再許可等特保 2 件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しく

は、http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/syokuhin86.pdf

を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 杉本、沼館、江上

TEL : 03-3507-9220（直通）

FAX : 03-3507-9292

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(2件)

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	オルビス ディフェンセラ	オルビス株式会社	6010701002180	粉末清涼飲料	グルコシルセラミド	本品に含まれる米胚芽由来のグルコシルセラミドは、肌の水分を逃しにくくするため、肌の乾燥が気になる方に適しています。	本品を摂取する際に、のどの奥に入れるとむせる場合がありますので、ご注意ください。個包装を開封後は保管せずに速やかにお召し上がりください。原材料をご確認の上、食物アレルギーの心配のある方は摂取をお避けください。本品は皮膚疾患の治療薬ではありません。	1日1包を目安に、開封し、そのまま口に入れるか、水とともにお召し上がり下さい。	再許可等特保	H30.9.21	1761
2	ペプシ ネックスツー	サントリー食品インターナショナル株式会社	8010401080079	炭酸飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	本品は、難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかがゆるくなる場合があります。	お食事の際に1本(490ml)、1日1回を目安にお飲みください。	再許可等特保	H30.9.21	1762

※ 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に関わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号)